

「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」の締結について

2025 年 1 月 15 日

八丈町

東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社

八丈町（町長：山下 奉也）および東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社（常務執行役員東京総支社長：須藤 義嗣、以下、「東電 P G」）は、1 月 14 日、「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、八丈町の地域循環共生圏の実現に向け、防災・減災、環境、エネルギーの分野において、相互の連携を強化するものであり、エネルギーの地産地消や面的利用等の推進、再生可能エネルギーの利活用及び導入拡大など、八丈町の地域特性を踏まえつつ、地域循環共生圏実現の絵姿を共に考え、共に創りあげていくことを目的としています。

また、本協定の締結を機に、今後各々の役割や具体的実施事項等について定期的に協議を重ね、経済・社会が同時に成長するマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）を創出し、レジリエントな社会や循環型社会および脱炭素社会の実現に向け、双方の連携を深めていきたいと考えています。

なお、東京都の島嶼部において、本協定の締結は新島村さま、大島町さま、青ヶ島村さま、三宅村さま、小笠原村さま、神津島村さま、利島村さま、御蔵島村さまに続き 9 例目となり、伊豆諸島および小笠原諸島のすべての自治体と本協定を締結いたしました。

1. 締結日

2025 年 1 月 14 日

2. 協定の概要

- ・ レジリエンスの強化に関すること
- ・ 省エネ推進に向けた取組に関すること
- ・ エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
- ・ 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- ・ 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- ・ 豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関すること
- ・ 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

<別紙 1> 地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書

<別紙 2> 地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書締結式

以 上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社 広報・地域担当 TEL：03-6375-5429

地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書

八丈町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、八丈町の地域循環共生圏の実現に向け、防災・減災、脱炭素なまちづくり及び持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が防災、環境、エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、防災レジリエンスの強化及び脱炭素社会・循環型社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- （1）防災レジリエンスの強化に関すること
- （2）省エネ推進に向けた取組に関すること
- （3）エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
- （4）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- （5）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- （6）豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関すること
- （7）上記をはじめとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲及び乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(法令の遵守)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(協定の見直し及び解除)

第6条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2025年 1 月 14 日

甲：東京都八丈島八丈町大賀郷

2 5 5 1 番地 2

八丈町長

乙：東京都新宿区新宿五丁目4番9号

東京電力パワーグリッド株式会社
常務執行役員 東京総支社長

山下奉也



須藤義典



地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書締結式



【写真左から、東京電力パワーグリッド 須藤常務取締役役員東京総支社長、八丈町 山下町長】